

Title	〔商法二四八〕指図文句を抹消しないで指図禁止文句を記載した手形と指図禁止の効力 (仙台高裁秋田支部昭和五二年一月二日判決) (最高裁昭和五三年四月二四日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.10 (1984. 10) ,p.122- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841028-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二四八〕

指図文句を抹消しないで指図禁止文句を記載した手形と指図禁止の効力

〔判示事項〕

手形面上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、指図禁止文句の効力が優先し、右手形は裏書禁止手形にあたる

〔参照条文〕

手形法二一条・七七条

〔事実〕

X会社（原告・被控訴人・上诉人）はY会社（被告・控訴人・被上告人）が振出した約束手形の受取人訴外Aから、拒絶証書作成義務を免除して右手形を白地裏書によって譲受け、更にこれを拒絶証書作成義務を免除して訴外Bに対して白地裏書で譲渡した。Bは右手形を満期日に支払場所で支払のために呈示したが、Yによって支払が拒絶された。この不渡のためにXは手形の額面金額七五万円を支払い、その手形を受戻した。そこで、XはYに対して右手形金と受戻した日以降の年六分の割合による利

（仙台高裁秋田支部昭和五二年一月二日判決、最高裁昭和五三年四月二日第一小法廷判決、昭和五二年（第四四一）号、判例時報八九年（第四九）号、約束手形金請求事件、判例時報八九年（四六）頁）

息金の支払を求めたが、Yから拒絶されたので本訴を提起した。Yが支払を拒絶した主な理由は、本件手形は裏書禁止手形であるから、指名債権譲渡の方式によらなければ譲渡できないにもかかわらず、Xはこれを白地式裏書で譲渡したものであるから、振出人であるYに対して債権者たることを対抗できないというものであった。

ところで本件手形の振出人欄には、Y会社の印によって一行目に「鶴峯産業株式会社」、二行目に「代表取締役丸山吉三郎」と横に記載されており、この振出人の記載の一行目と二行目の間に、約三ミリメートルほどの大きさの文字で、「裏書禁止」と幅約一・五センチメートルにわたって横書きされていたが、このうちの終りの三文字すなわち「書禁止」の部分はY会社代表取締役印の丸い印影と重なっていた。このような記載方法がとられていたため、手形の受取人であるAとその後の裏書によ

る取得者であるX、Bは、いずれもこの裏書禁止文句に気づかないまま本件手形を譲渡または呈示し、支払拒絶がなされてから初めてこれに気づいたようである。なお、本件手形の表面には指図文句が印刷されていたが、その抹消はなされなかった。

第一審（山形地裁鶴岡支判昭和五一・三・八）では、指図文句を抹消しないまま指図禁止文句を記載したときは、振出人の意思表示上の矛盾を示すものとして手形は無効となるとして、Xの請求を認容した。これに対して第二審（仙台高裁秋田支判昭和五二・一一・二二）では、Yの主張にそって、指図禁止の記載は肉眼で十分その記載を読みとることができ、しかも振出人の記載と同一個所に記載されているから気付くべきものである。また、指図文句と指図禁止文句が併記されている場合には、前者は無益的記載事項で通常は手形用紙に印刷されているのに対し、後者は任意的かつ有益の記載事項であるから、両者が併存するときには有益の記載事項が優先し、本件手形は指図禁止手形としての効力を有する。そこで、その譲渡には指名債権譲渡の対抗要件（民四六七条）をふむ必要があるが、Xへの手形譲渡に際してはこの対抗要件がふまれていないから、XはYに対して債権者であることを対抗できないとして、Xを敗訴させた。

そこでXは上告し、その理由として次の二点をあげた。第一に、原判決は本件指図禁止文句の記載は極めて妥当を欠く記載方法であることを認めながら、なおこれを有効視したのは、裏書禁止手形であるためには手形上に明瞭な記載をなすことを要

求した先例（大判昭和二〇・一一・二八新聞三九三号一六頁）に違反し、違法といわなければならない。また第二に、指図文句を抹消しないで指図禁止文句を記載したときは、手形は振出人の意思表示上の矛盾を含むものとして裏書禁止文句は無効でありしたがって、それは裏書禁止手形ではないとして上告した。

〔判旨〕

上告棄却。

上告理由第一点については「原判決の適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件手形には裏書禁止文句の記載があるとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。所論引用の判例は、事実を異にし、本件に適切でない。」

上告理由第二点については「手形の振出人が、手形用紙に印刷された指図文句を抹消することなく、指図禁止文句を記載したため、手形面上指図文句と指図禁止文句が併記されている場合には、他に特段の事情のない限り、指図禁止文句の効力が優先し、右手形は裏書禁止手形にあたりと解するのが相当であり、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

〔評釈〕

原審および最高裁判決の結論は、従来の下級審判決の内容を確認したもので、これを支持することができる。

まず、最高裁判決の第一点は、本件手形には振出人の記名捺

印欄のごく近くに、振出人が「裏書禁止」の文字を記載したとする原審の判断を是認している。手形をいわゆる指図禁止手形とするための記載としては、「指図禁止」の文字のほか、これと同一意義を有するものとして(手一一条一項)、「裏書禁止」、「甲殿にかぎりお支払します」などがこれに含まれることは広く認められており(最判昭和五六・一〇・二判時一〇二七号一八頁)。また、本件では振出人がこれを記載したことについては争いが無い。そして、振出人が「裏書禁止」などの文字を記載する場合には、その記載は手形の表面に限らず、裏面になされても差支えないが(西島梅治「裏書禁止手形」手形法・小切手法講座3四〇頁、裏面に記載される場合には、裏書人のなす裏書禁止裏書と区別できるように、振出人の署名を附加するなどの配慮が必要とされる(横浜地判昭和四二・二・一五金融・商事判例五九号一五頁、東京地判昭和四六・三・二六判時六三六号八二頁)。もともと本件においては、振出人が手形の表面に記載しているわけであるから、この点については差当って問題はない。

ただ本件においては、「裏書禁止」の記載が振出人の会社名と代表取締役名の間に、僅か三ミリメートルの大きさの文字で、約一・五センチメートルの長さで書かれている上に、「裏書禁止」の文字のうちの「書禁止」の三文字が代表取締役印の丸い印影と重なっているため、実際にはかなり判読し難いという事情があった。そのため原審では、本件手形に記載された裏書禁止文句は不明瞭であって、極めて妥当を欠く記載方法であるが、

注意して見れば肉眼でも十分その記載を読みとることができると述べられている。このように、振出人が「裏書禁止」の文字をきわめて不明瞭に記載したということは、「裏書禁止」を明瞭に記載すれば、受取人などに拒否されるおそれがあったためではないかと疑われる(早川勲「本件最高裁判決批判」法律のひろば三一巻一七四頁)。

その意味では、原審が本件手形の裏書禁止文句は不明瞭であって、極めて妥当を欠く記載方法であると指摘し、また、上告人の上告理由もこの点を強く主張していることは当然といえる。これに関連して、手形の裏面に「裏書禁止」の文字を記載するときには、手形の本文中に記載しなければならないとの見解もある(西島前掲四〇頁)ほか、裏書禁止文句は手形の裏書性を排除するものであるから、その有効性については厳格に解すべきであると主張するものもある(早川前掲判批七四頁)。けれども、振出人について裏書禁止文句を手形の本文中に記載すべきことを命ずる規定もなければ、その記載に限って特に厳格性を要求する根拠も見当らない。また、上告人Xが先例という大審院判決(昭和一〇・一一・二八新聞三九三二号一六頁)は、裏書禁止手形であるというためには、単に手形裏書欄に裏書を禁ずるという記載があるだけでは足りず、振出人が裏書禁止文句を記載して振出したことが、その記載上も明瞭でなければならぬ旨を述べたもので、本件の場合とは異なっている。要するに、本件手形上に「裏書禁止」の文字が通常の注意をもってすれば容易に読

みとれるかどうかは事実認定の問題であり、これが肉眼で十分読みとれることを前提に、裏書禁止文句の記載があるとした原審の判断と、これを是認した最高裁判決の判旨は支持することができる(石田栄一「本件最高裁判決判批」金融・商事判例五三三号四八頁)。

このような前提に立って、本件手形の受取人AからX、Bへと白地裏書によって譲渡された後、Bが呈示したにもかかわらずYが支払を拒絶したため、手形がXに受戻された際のXの地位について検討してみたい。本件手形は振出人Yが裏書禁止文句を記載してAに交付したものであるから、それは一種の指名債権となり、AからXへの譲渡は譲渡の意思表示と証券の交付によってなすことができる(民四六七卷)。本件ではAは譲渡の意思をもって、手形に白地裏書をつけてXに交付したわけであるから、A、X間の譲渡手続は完了している。しかも、現にXは手形を所持しているから、仮りにAから手形債権を譲受けた者が他に存在しても、その譲受人は手形を呈示または返還できないために支払を受けられないから(手三八条・三九条一項、その意味ではXは手形債権の譲受人として安全な地位を有している(大隅健一郎・河本一郎「注釈手形法・小切手法一―一頁など)。

これに対して、XがYに対して手形上の権利を行使しようとする場合には、Yのなした裏書禁止の記載が有効な記載であり、本件手形が指図禁止手形になっているとすれば、Xはその地位をYに対して主張できるかという問題がある。この点について

は、指図禁止手形は一種の指名債権であるから、民法四六七条の對抗要件を具備していない場合には、手形所持人も振出人に対して権利を行使できないと解するのが多数説である(鈴木竹雄・手形法・小切手法二六頁、田中誠二・手形・小切手法詳論下五四九頁、西島前掲四六頁)。けれども手形に指図禁止文句が記載されると、どこまで指名債権譲渡に近づくかについては、ドイツ民法とは異なる規定をもつわが国の民法の規定の解釈上、なお検討の余地がありそうである。そのため一部には、譲受人にその手形を交付すれば、前述した手形の所持に伴う安全機能からいって、手形証券の引渡が民法四六七条の對抗要件に代るものと理解し、それだけでXはYに対して権利を行使できると解するものもある(納富義光・手形法・小切手法論一五四・二九三頁、前田庸・手形法・小切手法入門八・一五九頁)。もっとも、わが国の学説、判例はこの少数説に理解を示しながら、まだこれを全面的に承認するところまで至っていないから、ここでは指図禁止手形を交付しただけでは對抗要件を具備していないという立場をとって、Xはその地位をYに対して主張できないと解しておきたい。そうなると、次の問題はYが指図文句を抹消しないで指図禁止文句を併記した場合に、果してその手形は指図禁止手形になるかという点であろう。

この点をとりあげたのが最高裁判決の第二点であるが、一般に、手形の記載事項について内容の矛盾する二つの記載が併存した場合、手形法上どのような効果を生ずるかについての規定

はない。ただ、手形金額の記載については、文字または数字をもって手形金額を記載した場合には文字で記載した金額を手形金額とし、文字または数字をもって重複して記載した場合にその金額に差異があれば、最小金額を手形金額とするという規定がある(手六条・七七条二項)。この手形法六条は手形金額を誤記して二つの金額の間に差異を生じた場合、手形金額の記載は手形要件となつてゐるから、その記載が不確定となつて手形が無効となることを防ぐため、特別の解釈規定を設けて強行法的な解決をはかったものである。したがつて、実は数字による金額の方が正しかったとか、両者の合計額を手形金額にするつもりであつたということは、人的抗弁としてのみ主張できると解されてゐる(大隅「河本前掲三六頁」)。

これに対して、指図文句と指図禁止文句の併記から生ずる問題については、前述した手形要件の併記の場合と必ずしも同一ではない。すなわち、手形はいわゆる当然の指図証券であるから(手二一条一項)、手形上に指図文句を記載しなくても差支えないが、実際には統一手形用紙の裏面には、「表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください」と印刷されてゐる。こうした印刷文字は、手形が当然有する指図証券性を繰返したにとどまるといふ意味で、これを無益的記載事項と呼ぶこともある。他方、指図禁止文句の方は有益的記載事項であつて、これを記載することによつて初めて手形上の効力を生ずることとなつてゐる。このように、手形の無益的記載事項と有益

的記載事項とがその内容を異にして併記されるという实例は、他にはほとんど考えられない。

そのため、指図文句と指図禁止文句が併記された場合の効力については学説、判例が分れており、その点が本件で第一審から争点となつたわけである。そこで学説、判例を整理してみると、およそ次の三つに分けることができる。第一説は、手形は無効であるが、指図禁止文句は無効となるという考え方である。この考え方の根拠は、指図禁止文句は記名式手形についてのみ記載できるものであるから(小五条一項一号・一四条二項參照)、指図式の手形はいったん記名式に改めてから指図禁止の文言を附加すべきであつて、指図文句がそのまま証券上に残つてゐる場合には、これと矛盾する指図禁止文句は違法な記載となつてゐるものである(西島前掲三九頁、早川前掲判批七五頁)。第二説は、指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、手形そのものが無効となるという考え方である。これは指図文句と指図禁止文句は内容上矛盾するから、そのような矛盾する意思表示を含む手形は無効となると理解するものである。本件第一審の判旨はこの立場をとつて手形は無効となつた上で、本件においては右指図文句の抹消を受取人または所持人に委託したと認められる特別の事情も認定できないとしてゐる。

このように第一説と第二説は、広義において無効説に属するものである。このうち第二説のように、指図文句と指図禁止文句が併存した場合には手形自体が無効になるというのは、指図

文句が不動文字をもって印刷されたものであることからいって、当事者の意思を著しく離れるものというほかはない。これに関連して第一審判決のように、両者の記載を併記することは手形を無効とするが、ただ、指図文句の抹消を振出人が受取人に委託したと解されるときはこの限りではないという解釈については、受取人は手形を裏書譲渡する利益をもつのが通常であるから、そうした委託が存在するとは考え難いという難点がある（服部栄三「本件最高裁判決判批」ジュリスト六九三号二二四頁）。

また、手形そのものは有効であるが、指図禁止文句は無効となるという第一説は、その根拠として小切手法五条一項二号、四条二項を引用しているが、それらの規定は指図禁止小切手の振出または譲渡の際の規定である。したがって本件のように、指図文句のある手形上に指図禁止文句を併記した場合についてまで、この規定を適用して解決しようとするのは行過ぎである。その意味では、第一説、第二説の無効説を支持することは困難である。

次に、有効説である第三説について検討してみよう。この立場は、手形上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合にも手形は有効であるのみでなく、指図禁止文句の方が優先すると解するものである。こうした考え方をとる根拠は、更に二つに分れている。まず一方においては、本件の原審判決のように、手形上の指図文句はいわば無益的記載事項であるのに対し、指図禁止文句は有益的記載事項であり、一般に有益的記載事項は

無益的記載事項に優先すると認められるから、有益的記載事項である指図禁止文句が優先するという立場がある（東京地判昭和五一・八・二七判時八三八号八六頁。これに対して他方は、船荷証券や貨物引換証などにおける免責条款の解釈原則と同様に、振出人が特別文句として指図禁止文句を挿入した場合には、普通文句として不動文字で印刷された指図文句より優先すると解するのが、当事者の意思の合理的解釈として妥当であるという立場である（田中誠前掲上四一頁、石田前掲判批五〇頁、服部前掲判批二二四頁、東京高判昭和四二・七・二五金融法務四八七号三三頁）。

有効説の根拠のうち、手形の記載事項を無益的記載事項と有益的記載事項とに分け、有益的記載事項は常に無益的記載事項に優先するという前者の考え方には疑問がある。手形の記載事項を手形要件であるとか、有益的記載事項、無益的記載事項と区別するのは、それらの記載のもつ法律上の効果を比較した場合の区別であって、それらが併記されしかもその内容が異なった場合に、その区別を直ちに矛盾解決のための基準として利用するのは適切でない。内容の矛盾する記載事項が併記されている場合には、これらの記載事項を同列に並べて、当事者の意思はどこにあるかを推測するほかはないであろう。同様のことは、会社の定款の記載事項についても起りうることであり、その記載事項は絶対的必要事項、相対的必要事項などに区別することができて、いったん定款に記載すれば、定款の内容として同等である。したがって、その内容を変更する定款変更の手続

（商三四三條）については、原則として區別されることはないからである。

このように理解すると、前者の考え方は確かに支持できないように見える。けれども、この立場が手形上の無益的記載事項と有益の記載事項をひき合ひに出したのは、指図文句のような無益的記載事項はいわば初めから決まっている事項であるのに対し、指図禁止文句のように後に書加えた有益の記載事項がある場合には、その前後の關係から、通常の取引人であれば指図禁止の意図で振出されたことは容易に理解できるといふのであれば、また別に考えなければならぬ。その場合には、次に述べる普通文句と特別文句の關係を理由とする後者の考え方に近づいてくるからである。現在のところでは、前者の考え方をとるものは比較的簡単に理由づけを述べているに過ぎないから、そのいづれであるかを定めることは難しい。したがって、ここでは無益的記載事項と有益の記載事項の内容が矛盾する場合には、有益の記載事項が優先するという表現をそのまま理解して、この立場には賛成できないと評するに止めておこう。

その意味においては、有効説の根拠としては、普通文句の内容は一般的であり広範囲にわたるのに対し、特別に挿入された特別文句はより個別的であり、問題となるべき事項について普通文句を制限し、あるいは、補正する目的で記載するものであるから、両者の記載が矛盾する場合には、特別文句を優先させるのが当事者の意思にも合致するという後者の考え方が妥当で

あろう。要するに、本件最高裁判決は第一点、第二点とも妥当なものと考へるが、特に判示事項としてあげた第二点について、手形面に指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、指図禁止文句の効力が優先すると解する根拠を明らかにできれば、一層説得的であつたと思はれる。特に本件における第一審から第二審への推移を眺めると、原審が有効説の立場をとりながら、その根拠を手形の記載事項の法的分類の点から説明したように見えるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高裁も原審のように理解するかと推測されるおそれがあるからである。したがって、その点を別にすれば、本件の原審および最高裁判決の結論は支持できるものと考えらる。

付記 本判決については服部栄三教授（ジュリスト六九三号二二三頁）、石田栄一助教授（金融・商事判例五六三号四六頁）、早川勲助教授（法律のひろば三巻一七二頁）の判例研究があり、服部教授、石田助教授は判旨に賛成され、早川助教授は反対されている。

高鳥 正夫